

兵庫県公報

令和2年12月14日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 条 例 | ページ |
|---|-----|
| ○ 税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（財政課） | 1 |
| ○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課） | 2 |
| ○ 県民緑税条例の一部を改正する条例（同） | 2 |
| ○ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（大学課） | 2 |
| ○ 国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（国保医療課） | 3 |

公布された法令のあらまし

●税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（条例第39号）

地方税法の一部改正により、同法による延滞金の割合の算出に用いる特例基準割合の字句が延滞金特例基準割合に改められることを踏まえ、使用料、手数料等の税外徴収金の延滞金の割合について規定の整備を行うこととした。

●兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第40号）

ひょうご経済・雇用活性化プランに掲げる新たな時代をひらく健やかな兵庫経済の構築に向け、将来を見据えた革新的な施策を重点的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応並びにその収束後の新たな産業構造及び雇用構造を創造するための施策を展開するため、法人事業税の超過課税の実施期間を5年間延長することとした。

●県民緑税条例の一部を改正する条例（条例第41号）

平成30年7月豪雨等の近年の自然災害の甚大化及び頻発化を踏まえると、災害リスクは、依然として高いままである。また、まちの中心部の緑地の割合は全体では増加しているものの、地域的な状況には偏りが見られる。これらの状況を踏まえ、森林の防災機能を強化する土留工の施工等による災害に強い森づくりや、都市環境の改善及び都市における防災性の向上を図るまちなみ緑化を今後も計画的に進めていくことが必要であることから、県民緑税の実施期間を5年間延長することとした。

●公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

公立大学法人兵庫県立大学について、芸術文化観光専門職大学に係る業務を行わせることに伴い、法人名を改称する等所要の整備を行うこととした。

●国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

次期の兵庫県国民健康保険運営方針の改定に合わせ、国民健康保険の保険料水準の統一を進めるため、県が市町から徴収する国民健康保険事業費納付金の算定方法について所要の整備を行うこととした。

条 例

税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第39号

税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例（昭和39年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（ J ）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「当該年に」を「その年に」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例附則第5項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第40号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第38条中「令和3年3月11日」を「令和8年3月11日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



県民緑税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第41号

県民緑税条例の一部を改正する条例

県民緑税条例（平成17年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成32年度」を「令和7年度」に改める。

第3条第1項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第42号

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例の一部を改正する条例

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（平成25年兵庫県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

第2条中「、兵庫県立大学」の右に「及び芸術文化観光専門職大学」を加え、「法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人として、公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「公立大学法人兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人」に改める。

(1) 職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第9条第5項第2号

- (2) 公立学校職員等の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第51号）第8条第5項第2号
- (3) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第1条第2項
- (4) 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）第2条第3号ウ
- (5) 公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第2条第2項
（個人情報の保護に関する条例の一部改正）

3 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「公立大学法人兵庫県立大学（以下「兵庫県立大学」を「兵庫県公立大学法人（以下「公立大学法人）」に改め、同条第9号中「兵庫県立大学」を「公立大学法人」に改める。

第11条、第14条第1項、第41条の2（見出しを含む。）及び第63条中「兵庫県立大学」を「公立大学法人」に改める。



国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第43号

国民健康保険事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業の運営に関する条例（平成29年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条中「各市町に係る一般納付金基礎額に当該市町に係る年齢調整後医療費指数の多寡を反映させることを基準として」を「被保険者に係る所得及び世帯構成に応じて保険料の水準の平準化が図られるよう、算定政令第9条第3項の規定に基づき」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。